7. 関係法規

○山梨県立文学館設置及び管理条例

（平成元年３月27日　条例第10号）

最終改正　令和２年４月１日条例第５号

（設置）

第１条　文学に関する県民の知識を深め、教養の向上を図り、もって県民文化の発展に寄与するため、文学館を設置する。

（名称及び位置）

第２条　文学館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称　山梨県立文学館

位置　甲府市

（事業）

第３条　山梨県立文学館（以下「文学館」という。）は、次に掲げる事業を行う。

一　文学に関する書籍、原稿、文献、写真、フィルムその他の資料及び文学者の遺品等（以下「文学資料等」という。）を収集し、保管し、展示し、及び閲覧に供すること。

二　文学資料等の調査研究を行うこと。

三　文学に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を開催すること。

四　文学資料等の利用に関し、必要な助言、指導等を行うこと。

五　研修室、講堂及び研究室を一般の使用に供すること。

六　その他文学館の設置の目的を達成するため必要な事業

（職員）

第４条　文学館に、館長その他の職員を置く。

（指定管理者による管理）

第５条　知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の２第３項の規定により、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に文学館の管理を行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第６条　指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

一　利用の承認（第11条第１項及び第２項の承認を除く。）に関する業務

二　施設及び設備器具の維持保全に関する業務

三　第３条第五号に掲げる事業に関する業務

四　前三号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

（指定の手続）

第７条　指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、申請書に事業計画書その他の書類を添付して、知事が定める日までに知事に提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による申請書の提出があったときは、次に掲げる基準により指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

一　事業計画の内容が、文学館の効用を発揮することができるものであること。

二　事業計画の内容が、文学館の適正かつ効率的な管理を図ることができるものであること。

三　事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人的能力及び経理的基礎を有していること。

（休館日）

第８条　文学館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、第一号又は第二号に掲げる日が１月２日、同月３日又は４月30日から５月５日までの日である場合には、休館日としないものとする。

一　月曜日（この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）である場合を除く。）

二　休日の翌日（この日が日曜日である場合を除く。）

三　12月29日から翌年の１月１日までの日

四　１月の第２火曜日（この日が１月８日である場合にあっては第３火曜日）から翌週の月曜日までの日

２　前項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

（開館時間等）

第９条　文学館（研修室、講堂、閲覧室及び研究室を除く。）の開館時間は、午前９時から午後５時までとする。

２　文学館の研修室及び講堂の利用時間は、午前９時から午後９時までとする。

３　文学館の閲覧室及び研究室の利用時間は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一　次号に掲げる日以外の日　午前９時から午後７時まで

二　日曜日、土曜日又は休日　午前９時から午後６時まで

４　前３項の規定にかかわらず、指定管理者は、知事の承認を受けて、開館時間又は利用時間を変更することができる。

（観覧の承認等）

第10条　文学館に展示されている文学資料等（知事が指定するものに限る。）を観覧しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

２　指定管理者は、前項の規定により観覧の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。

二　施設、設備器具又は文学資料等を損傷するおそれがあると認められるとき。

三　前二号に掲げる場合のほか、管理上支障があると認められるとき。

3　第１項の承認を受けた者は、別表第１に定める額の観覧料を納付しなければならない。

4　指定管理者は、第１項の承認を受けた者が第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

（利用の承認等）

第11条　文学館に保管されている文学資料等（知事が指定するものを除く。）を閲覧しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

2　文学館に展示され、又は保管されている文学資料等（知事が指定するものを除く。）を撮影しようとする者は、知事の承認を受けなければならない。

3　前項の承認を受けた者は、別表第２に定める額の利用料を納付しなければならない。

4　前条第２項の規定は、第１項及び第２項の承認について準用する。この場合において、同条第２項中「指定管理者」とあるのは、「知事」と読み替えるものとする。

5　知事は、第１項又は第２項の承認を受けた者が前条第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

（研修室等の使用の承認等）

第12条　文学館の研修室、講堂又は研究室を使用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2　指定管理者は、前項の規定により使用の承認を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の承認をしないものとする。

一　第10条第２項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

二　その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団の利益となると認められるとき。

3　第１項の承認を受けた者は、別表第３に定める額の使用料を納付しなければならない。

4　前項に定めるもののほか、第１項の承認を受けた者は、設備器具を使用するときは規則で定める額の使用料を前納しなければならない。

5　指定管理者は、第１項の承認を受けた者が第２項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消すものとする。

（観覧料等の還付）

第13条　既に納付した観覧料、利用料又は使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（観覧料等の免除）

第14条　知事が特別の理由があると認めるときは、観覧料、利用料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

（事業報告書の作成及び提出）

第15条　指定管理者は、毎年度終了後２月以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定管理者の指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日から２月以内に当該年度の当該日までの事業報告書を提出しなければならない。

一　第６条各号に掲げる業務の実施の状況

二　文学館の管理の業務に係る収支の状況

三　前２号に掲げるもののほか、文学館の管理の状況を把握するために知事が必要と認める事項

（知事による管理）

第16条　第５条の規定にかかわらず、知事は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第244条の２第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時に、第６条に規定する文学館の管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2　前項の場合における第８条第２項及び第９条第４項の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者は、知事の承認を受けて」とあるのは、「知事は、特に必要があると認めるときは」とする。

3　第１項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第10条第１項の規定による文学資料等の観覧の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第１項、第２項及び第４項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第１項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

4　第１項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあっては、当該停止を命じた業務に第12条第１項の規定による文学館の研修室、講堂又は研究室の使用の承認が含まれるときに限る。）における同条の規定の適用については、同条第１項、第２項及び第５項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第１項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について指定管理者の承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

5　第１項の規定により知事が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第10条第１項及び第12条第１項の規定の適用については、第10条第１項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該観覧について知事の承認を受けている場合は、この限りでない」と、第12条第１項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、当該使用について知事の

承認を受けている場合は、この限りでない」とする。

（警察本部長への情報提供依頼）

第17条　知事は、次に掲げる場合においては、第12条第１項（前条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の承認（以下この条及び次条において「使用承認」という。）を受けようとする者又は受けた者（当該者が法人である場合には、その役員。次条において同じ。）に関し、山梨県暴力団排除条例（平成22年山梨県条例第35号）第２条第３号に規定する暴力団員等（次条において単に「暴力団員等」という。）であるか否かについて、警察本部長に対し、情報の提供を求めることができる。

一　指定管理者又は知事が使用承認をしようとする場合

二　指定管理者又は知事が第12条第５項（前条第４項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による使用承認の取消しをしようとする場合

（知事への情報提供）

第18条　警察本部長は、前条の規定により情報の提供を求められた場合のほか、その保有する情報により使用承認を受けようとする者又は受けた者が暴力団員等であると認める場合においては、知事に対し、その情報を提供することができる。

（委任）

第19条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成元年４月１日から施行する。ただし、第５条から第11条まで及び別表第１から別表第３までの規定は平成元年11月１日から、次項の規定は規則で定める日から施行する。

（平成元年規則第53号で平成元年11月１日から施行）

（山梨県文学館建設基金条例の廃止）

２　山梨県文学館建設基金条例（昭和60年山梨県条例第５号）は、廃止する。

（山梨県附属機関の設置に関する条例の一部改正）

３　山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和60年山梨県条例第３号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

４　附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和40年山梨県条例第７号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成４年条例第21号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成７年条例第19号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成７年４月１日から施行する。

附　則（平成９年条例第29号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成11年条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成17年条例第63号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成18年条例第31号）

この条例は、平成18年４月１日から施行する。

附　則（平成18年条例第60号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年条例第19号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成21年４月１日から施行する。ただし、次項及び附則第４項の規定は公布の日から、第１条中山梨県立美術館設置及び管理条例別表第３の改正規定（「（第８条関係）」を「（第12条関係）」に改める部分を除く。）及び第２条中山梨県立文学館設置及び管理条例別表第３の改正規定（「（第８条関係）」を「（第12条関係）」に改める部分を除く。）は平成20年４月１日から施行する。

（経過措置）

４　教育委員会は、施行日前においても、第２条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例（次項において「新条例」という。）第５条及び第７条の規定の例により、山梨県立文学館の管理に関し、指定管理者を指定することができる。

５　第２条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第６条第１項又は第８条第１項の規定によりされた承認であって、当該承認に係る利用の日が施行日以後であるものは、新条例第10条第１項又は第12条第１項の規定によりされた利用の承認とみなす。

附　則（平成24年条例第26号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成24年４月１日から施行する。

（山梨県立文学館設置及び管理条例の一部改正に伴う経過措置）

17　第16条の規定による改正後の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第２項の規定は、施行日以後に行われる同条第１項の承認の申請について適用し、施行日前に行われた第16条の規定による改正前の山梨県立文学館設置及び管理条例第12条第１項の承認の申請については、なお従前の例による。

附　則（平成26年条例第３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成26年条例第50号）

この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成29年条例第４号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成31年条例第25号）

この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年条例第５号）抄

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

別表第１（第10条関係）

（平４条例21・平９条例29・平18条例60・平20条例19・平26条例３・平26条例50・平31条例25・一部改正）

一　常設の展示の場合

区　　分	観　　覧　　料	
	個　　人	団　　体
一　　般	１人　330円	１人　260円
大学生及びこれに準ずる者	１人　220円	１人　170円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考　団体とは、20人以上をいう。

二　特別の企画による展示の場合

次の表に定める観覧料の額の範囲内で、それぞれの展示ごとに知事が定める額

区　　分	観　　覧　　料	
	個　　人	団　　体
一　　般	１人　1,100円	１人　880円
大学生及びこれに準ずる者	１人　550円	１人　440円
小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者	無料	

備考　団体とは、20人以上をいう。

三　常設の展示及び特別の企画による展示の定期観覧の場合

区　　分	観　　覧　　料
一　　般	１人　1,570円
大学生及びこれに準ずる者	１人　790円

備考

一　定期観覧とは、第10条第１項の承認の日から起算して１年間の観覧をいう。

二　小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者は、定期観覧の対象としない。

別表第２（第11条関係）

（平４条例21・平７条例19・平９条例29・平20条例19・平26条例50・平31条例25・一部改正）

区　　分		利　　用　　料
モノクローム	学術研究を目的とする場合	１点１回につき　220円
	出版等の収入を伴う場合	１点１回につき　3,190円
カラー	学術研究を目的とする場合	１点１回につき　490円
	出版等の収入を伴う場合	１点１回につき　6,270円

備考

一　原稿、墨書及び絵画は、１葉を１点とする。

二　その他の文学資料等は、各個を１点とする。

別表第３（第12条関係）

（平４条例21・平７条例19・平９条例29・平18条例31・平20条例19・平26条例50・平31条例25・一部改正）

一　研修室及び講堂を使用する場合

使用区分／施設区分	入場料金を徴収しない場合				入場料金を徴収する場合
	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後９時まで	午前９時から午後９時まで	
研修室	1,230円	1,440円	1,440円	3,920円	上記使用料の額に２割の割増率を乗じて得た額を当該使用料の額に加算した額
講　堂	10,690円	11,880円	11,880円	32,350円	

備考　使用料の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

二　研究室を利用する場合

イ　ロに掲げる日以外の日に使用する場合

使用区分／施設区分	午前９時から正午まで	正午から午後５時まで	午後５時から午後７時まで	午前９時から午後７時まで
共同研究室	340円	630円	280円	1,250円
個人研究室	140円	240円	120円	500円

ロ　日曜日、土曜日及び休日に使用する場合

使用区分／施設区分	午前９時から正午まで	正午から午後６時まで	午前９時から午後６時まで
共同研究室	340円	850円	1,190円
個人研究室	140円	360円	500円

○山梨県立文学館設置及び管理条例施行規則

（令和２年３月31日　山梨県規則第26号）

（趣旨）

第１条　この規則は、山梨県立文学館設置及び管理条例（平成元年山梨県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の指定の申請）

第２条　条例第７条第１項の規定による山梨県立文学館の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書（第１号様式）に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行われなければならない。

一　事業計画書

二　収支計画書

三　実施体制を記載した書類

四　団体の概要を記載した書類

五　定款、寄附行為又はこれらに準ずるもの

六　法人の登記事項証明書（法人の場合に限る。）

七　知事が指定する事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるもの

八　前各号に掲げるもののほか、条例第７条第２項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

（閲覧の承認等）

第３条　条例第11条第１項の規定による閲覧の承認を受けようとする者は、文学資料等閲覧承認申請書（第２号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　前項の規定により承認を受けた者は、文学資料等を所定の場所で閲覧しなければならない。

（撮影の承認）

第４条　条例第11条第２項の規定による撮影の承認を受けようとする者は、文学資料等撮影承認申請書（第３号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

２　館長は、前項の規定により文学資料等の撮影を承認したときは、当該申請者に対し、文学資料等撮影承認書（第４号様式）を交付するものとする。

（観覧料等の還付）

第５条　条例第13条ただし書の規定により、観覧料、利用料又は使用料（以下「観覧料等」という。）を還付する場合は、次の各号に掲げるときとし、還付の額は当該各号に掲げる額とする。

一　観覧者、利用者又は使用者の責に帰すことのできない理由により観覧、利用又は使用することができなくなったとき　全額

二　利用又は使用する日の三日前までに利用又は使用の取消しを届け出たとき　２分の１に相当する額

２　前項に定める観覧料等の還付を受けようとする者は、観覧料等還付申請書（第５号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

（観覧料等の免除）

第６条　条例第14条の規定により、観覧料等の全部又は一部を免除する場合は、次の各号のいずれかに掲げるときとし、免除の額は当該各号に定める額とする。

一　県内の小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者の引率者が、教育課程に基づく教育活動として観覧するとき　条例別表第１に定める額の全額

二　65歳以上の者が観覧（県内に住所を有しない者にあっては、常設の展示の場合に限る。）するとき　条例別表第１に定める額の全額

三　障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害者及びその介護を行う者が観覧するとき　条例別表第１に定める額の全額

四　同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、常設展・企画展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき　条例別表第１第１号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第２号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

五　同一の日において、文学館及び山梨県立美術館の常設の展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、文学館・美術館常設展共通観覧券の交付を受けて観覧するとき　条例別表第１第１号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

六　特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該展示に係る開催期間の初日の前日までに前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき　条例別表第１第２号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

七　同一の日において、常設の展示及び特別の企画による展示を観覧しようとする者（団体により観覧する者を除く。）が、当該特別の企画による展示に係る開催期間の初日の前日までに常設展・企画展共通前売り観覧券の交付を受けて観覧するとき　条例別表第１第１号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額及び同表第２号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

八　山梨県内に所在する宿泊施設に宿泊する者（団体により観覧する者を除く。）が、当該宿泊施設に宿泊した日又はその翌日に観覧するとき　条例別表第１第１号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第２号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

九　山梨県内に所在する美術館、博物館等で相互に個人の観覧料の免除を実施することとしたものに

係る定期利用券（一定期間の利用の許可、承認等を受けたものをいう。）を有する者が観覧するとき　条例別表第１第１号に定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額又は同表第二号においてそれぞれの展示ごとに知事が定める個人の観覧料と団体の観覧料との差額

十　その他館長が特別の理由があると認めるとき　観覧料等のうち館長が相当と認める額

２　前項第一号又は第十号に該当する場合において、観覧料等の免除を受けようとする者は、観覧料等免除申請書（第６号様式）を館長に提出し、その承認を受けなければならない。

３　館長は、前項の規定により観覧料等の免除を承認したときは、当該申請者に対し、観覧料等免除承認書（第７号様式）を交付するものとする。

４　第１項第二号、第三号、第八号又は第九号の規定に該当する場合において、観覧料の免除を受けようとする者は、これらの規定のいずれかに該当することを証する書類を館長に提示するものとする。

（館長への委任）

第７条　知事は、この規則に定めるもののほか、館長に次の事項を委任する。

一　条例第８条第２項の規定による休館日の変更の承認に関すること。

二　条例第９条第４項の規定による開館時間の変更の承認に関すること。

三　条例第11条第１項及び第２項の規定による利用の承認等に関すること。

附　則

（施行期日）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

第1号様式(第2条関係)

年　　月　　日

山 梨 県 知 事　　殿

(申請者)
主たる事務所の所在地
団体の名称
代表者の氏名　　印
連絡先
担当者氏名
電話番号
FAX
e-mail

指定管理者指定申請書

山梨県立美術館、山梨県立文学館及び山梨県芸術の森公園の指定管理者の指定を受けたいので、山梨県立美術館設置及び管理条例第7条第1項、山梨県立文学館設置及び管理条例第7条第1項及び山梨県都市公園条例第12条第1項の規定により、必要書類を添付のうえ申請します。

第2号様式(第3条関係)

受付番号	第　　号

文学資料等閲覧承認申請書

年　　月　　日

山梨県立文学館長　　殿

申請者

氏　名　　印

次のとおり文学資料等の閲覧を承認されるよう申請します。

資料請求番号	文学資料等の名称	承認欄

注　1　文学資料等は、閲覧室及び研究室以外では閲覧できません。
　　2　閲覧できない文学資料等もあります。
　　3　文学資料等を破損した場合には、修復にかかる費用の負担をしていただくことがあります。

第3号様式(第4条関係)

受付番号	第　　号

文学資料等撮影承認申請書

年　　月　　日

山梨県立文学館長　　殿

申請者　住　所

氏　名　　印
(電話)

次のとおり文学資料等の撮影の承認をされるよう申請します。

目　　的			
作者・人名	図書名・資料名	撮影箇所	区　　分
			モノクロ　カラー　学術研究 出版等
			モノクロ　カラー　学術研究 出版等
			モノクロ　カラー　学術研究 出版等
			モノクロ　カラー　学術研究 出版等
日　　時	年　月　日　時　分から　時　分まで		

区分				料金		
モノクローム	学術研究	点		円		
	出版等	点		円		
カラー	学術研究	点		円		
	出版等	点		円	合計　　円	

注　1　太枠線内のみ記入してください。
　　2　区分欄は、該当箇所を○で囲んでください。
　　3　文学資料等の館外持ち出しはできません。
　　4　寄託された文学資料等又は著作権のある文学資料等を撮影する場合は、それぞれ当該寄託者又は著作権者の同意を得た旨の書面を添付してください。